

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 相澤 牧人

希 望

管区事務所総主事 司祭 ヨハネ 相澤牧人

「信仰と、希望と、愛、この三つは、いつまでも残る。」(コリント13:13)

パウロのこの言葉は、信仰に生きる私たちにとって、慰めであり、励ましであり、勇気を与えてくれるものです。そして、「その中で最も大いなるものは、愛である」と続きますが、今のこの時、希望について考えてみたいと思います。

日本で生きる私たちが、今、気付かされることは、方向を間違えなければ、まさに希望に満ちているのではないかと思うことがあります。それは、停止している原子力発電所と憲法9条の存在です。これは世界にはない、日本の現状です。

日本聖公会は正義と平和委員会の中に「憲法プロジェクト」を作り、9条が示すことの実現のためにも活動を続けています。もちろん各教区でも、また教会でも様々な学びや活動がなされていることでしょう。9条は、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めています。それは「平和を実現する人々は、幸いである」(マタイ5:9)と言われたイエス様の教えの実践のひとつであると理解します。

原発の停止状態は、ある意味、総会で「原発のない世界を求めて—原子力発電に対する日本聖公会の立場—」を決議した日本聖公会にとって、その願いが叶えられている状態です。電力会社は電気を作っていただきたい。電気がなければ私たちの生活は立ち行かないと言っていいでしょう。電気は必要なのです。このことをもって電力会社を否定しているわけではありません。電気を作る方法を考えてほしいということです。

「脱原発」実現しつつある日本、という記事が朝日新聞に掲載されました(2013年10月31日)。慶応大教授の小熊英二さんが執筆されました。今、「実質的に脱原発をした国はどこか。いうまでもなく日本である。」「その状況を作ったのは誰か。答えはただひとつ。原発反対の民意が強いからだ。」「政界、財界など強大な権力を持っていると思っ込んでいた彼らでさえ、それなら何故再稼働すら進まないのかと問えば、民意の反対が強いから、としか答えられない。」「原発は止まってゆき、それ

□会議・プログラム等予定

(11月25日以降および
前回報告以降追加分)

11月

- 26日(火) 常議員会
- 27日(水) 原発問題プロジェクト 研究広報チーム〔管区事務所〕
- 28日(木) 教役者遺児教育基金・建築金融資金運営委員会〔管区事務所〕

12月

- 2日(月)～4日(水) 日韓協働委員会〔韓国・ソウル〕
- 4日(水) 主教小委員会〔神戸教区事務所〕
- 5日(木) 文書保管委員会〔管区事務所〕
- 6日(金) ウィリアムズ記念基金運営委員会〔立教大学・池袋キャンパス〕
- 6日(金)～7日(土) 各教区財政担当者連絡協議会〔牛込聖公会聖バルナバ教会〕
- 7日(土) 正義と平和・憲法プロジェクト〔中部教区センター〕
- 9日(月) 管区事務所スタッフミーティング〔管区事務所〕
- 17日(火) 正義と平和委員会〔京都教区センター〕

<関係諸団体等会議・他>

- 12月16日(月) 日本キリスト教連合会 常任委員会〔市ヶ谷〕



☆ 12月25日(水) は降誕日礼拝のため管区事務所業務をお休みいたします。

🌨 管区事務所の冬休み 12月30日(月)～1月3日(金) 管区事務所業務をお休みいたします。よろしくお願ひいたします。

でも生活に支障はなかった。」「二夏をすごし、稼働原発ゼロは既成事実になりつつある。」「今となっては、電力供給の必要から原発を再稼働するという説明に、納得する国民は少ない。」

これらの事実を私たちはどのように評価していくのでしょうか。国民主権を明確にしている日本において、民意が生かされていくことは本当に重要です。大切なことは、立ち位置をはっきりすること、そして、決断をすることなのではないかと思えます。

ある製造業の副社長が、「私たち商売人は銭勘定、損得で動きます。政府が、原発は再稼働させない、とはっきり宣言すれば一斉にソロバンがはじかれ、市場が動いたはずです。たとえば、冷蔵庫。10年前の製品と比べたら電気代は半分です。でも今はまだ買い替えない。何故か。再稼働し、電気料金が下がったら損だというスケベ心があるからです。」と発言していたことを思い出します。自分の会社の利益の追求という立ち位

置が明確です。しかしその中で、この方は、原発を賛成ではなく、再生可能エネルギーを活用した地域の電力自給を目指し、原発なしでも安心して暮らせる社会を作ることを目指し、考えておられるのです。為政者の脱原発の決断が、電気が不足するという不安より先に社会が変えられ、それを乗り越えていく知恵が出されるのだという一つの提案なのではないでしょうか。重く考えたいものです。

そして、私たちは「その中で最も大いなるものは、愛である」との教えに耳を傾けたい。愛は、“大切に”という意味であることは広く理解されてきています。何を大切にするのかといえば、その基本は、ひとつひとつの“いのち”でしょう。その方向を歪めない方策が脱原発の民意に示されているのではないのでしょうか。ここに希望があると思えるのです。そして、希望が愛へと昇華していく世界が作り上げられていく喜びに、私たち一人一人が関わっていききたいものです。

世界教会協議会 (WCC) 第10回釜山総会報告

司祭 アシジのフランシス 西原廉太

2013年10月30日から11月8日にかけて、世界教会協議会(WCC)第10回総会が韓国・釜山で開催された。東アジアで初めて開催されるWCC総会となった。私は日本聖公会からの代議員として出席の機会を与えられた。今回の総会には韓国現地参加者も含めて約4,500名が参加して開会した。正式な参加者だけでも2,663名を数えた。

WCC第10回総会のテーマは、「いのちの神よ、わたしたちを正義と平和に導いてください」であった。さらに、「①信仰の中で共に生きること：一致と宣教、②希望の中で共に生きること：世界の正義、平和、和解のために、③愛の中で共に生きること：共通の未来のために」という3つの副題が付された。

WCC中央委員会のヴァルター・アルトマン(Walter Altmann)議長は開会演説の中で、教会が本来備えるべき諸要素はどれも互いに連関しており、どの要素が欠けてもその働きを担えないことを確認し、こう語った。「キリスト教教育への強調なしには、宣教はその焦点を見失い、福音の証しは歪められてしまう。ディアコニア(社会への関わり、奉仕)なしには、宣教もキリスト教教育も信頼性のない賭け事に堕してしまふ。神学的洞察と教理的対話がなければ、キリスト教の宣べ伝えも、無秩序なものとなってしまふ。そして、宣教とディアコニアがなければ、神学的洞察と教理をめぐる対話

も、抽象的で人為的な作業となってしまうのである。

オラフ・トヴェイト (Olav Fykse Tveit) WCC 総幹事は総幹事報告において、WCCには、エキュメニカル運動を領導していく責任があることを再確認しつつ、WCCが働き、語りまた思考その内容を、それぞれの地域的コンテクストの中で、より可視的に、より具体的に表示していく必要があることを強調した。

公的諸課題 (Public Issues) は、「声明」 (Statement) 7件、「覚え書き」 (Minute) 4件、決議 (Resolution) 1件の合計12件が提案された。「声明」は、①宗教の政治利用化と宗教的少数者の権利、②国籍を失った人々の人権、③朝鮮半島の平和と統一、④“just peace” への道、⑤中東におけるキリスト者の存在と証しの支持、⑥南スーダン・アベイ (Abeyi) における現在の深刻な状況、⑦非核世界 (nuclear-free world) 実現に向けて。「覚え書き」は、①コンゴ民主共和国の状況、②アルメニア人虐殺100周年、③先住民、④気候変動。「決議」は、米国・キューバ関係の改善と経済制裁解除への促し、であった。しかし、『非核世界 (nuclear-free world) 実現に向けて』のみ、公的諸課題委員会内での合意に至らず、結局、最終的には審議時間が不足したこともあり、本件のみ中央委員会付託となってしまった。原発の課題は、一方で完全な国際的コンセンサスを得ることの難しい現実があることに、あらためて直面させられた。



写真：Joanna Lindén-Montes/WCC

WCC 総会の重要な作業は、新しい中央委員会と新議長団を選出することにある。新中央委員会150名が選ばれ、その構成比率は、アフリカ13%、アジア31%、カリブ海1%、ヨーロッパ31%、北米14%、ラテンアメリカ3%、中東3%、太平洋3%、女性39%、男性61%、先住民5%、障がい者2%、聖職68%、信徒32%、青年13%となった。日本からは西原が再選された。今回の総会で、今後総会は8年に一度と決められたので、中央委員会は8年任期となる。



写真：Peter Williams/WCC

WCC中央委員会新議長に、ケニア聖公会の、アグネス・アブオム (Agnes Abuom) 司祭が満場一致で選出された。彼女は、優秀かつ牧会的な司祭であり、議長には相応しい方である。WCC史上初のアフリカ出身で、女性の議長の誕生である。

総会プログラムは、毎朝、各国の豊かな多様性に溢れた祈りと聖書に分ち合いによって始められた。共に祈り、共にみ言に聴くことはWCC総会にとってきわめて本質的で不可欠なものである。さらに、8つの「プレナリー (全体会)」、約21の「エキュメニカル対話」の時間が設定され、世界の教会が直面する諸課題について具体的に議論し、方向性を確認していく作業が重ねられた。

「アジアについてのプレナリー」では、アジアのいのち、正義、平和を求める苦闘に聴き、宗教多元的状况について学んだ。

「宣教についてのプレナリー」では、ことに宣教における聖霊論的側面に焦点を当てたりフレクションがなされた。「一致についてのプレナリー」では、キリスト者の一致とは、賜物であり招きであることが再確認された。WCC信仰職制委員会が中心となって準備されたが、ワーキング・グループには、加盟教会代表以外に、ローマ・カトリック教会、ペンテコステ諸教会、福音派諸教会代表も含まれていたことは特徴的なことであった。「正義についてのプレナリー」では、「いのちの神よ、現代世界においてわたしたちが正義をなせるよう導いてください」という祈りを共有した。

ことに、最終プレナリーである「平和についてのプレナリー」は素晴らしいものであった。進行は、南部アフリカ聖公会のタボ・マクゴバ (Thabo Makgoba) 大主教。発言者は、リベリアの和平実現に女性たちの力を結集した、2011年ノーベル平和賞受賞者の、レイマ・ボウイ (Leymah Gbowee) さんと、梨花女子大学教授の張允載 (チャン・ユンジェ) さん。張允載さんは、朝鮮半島の平和統一問題は終末論的問いでもあり、また、広島・長崎という地上で初めて核兵器が人間に対して用いられたこの北東アジアが、1961年WCCニューデリー総会の時には一つも核を有していなかったのに、現在はどうかであろうか、と訴えられた。

*

*

ジャスティン・ウェルビー (Justin Welby) 第105代カンタベリー大主教も日本訪問後、WCC釜山大会にゲストとして参加し、メッセージを述べられた。大主教は、まさにこのWCCは世界のキリスト者の多様性の豊かさを祝福するものであると評価すると共に、WCC第1回アムステルダム総会以来、すべての総会に、歴代カンタベリー大主教が参加してきたことを強調した。

WCC総会に参加した聖公会関係者が一堂に会する会議で再確認されたことは、世界のエキュメニカル運動の中で、聖公会は、プロテスタント諸教会、ローマ・カトリック教会、正教会諸教会を切り結ぶ、まさに結節点の役割をしている、ということであった。

最後に、保守派諸教会がWCCは容共、宗教的多元主義を宣伝しているとして、WCC総会に過激に抗議、反対する中、この歴史的総会を準備された、大韓聖公会を初めとする韓国現地委員会を慰労すると共に、感謝を表したい。

カンタベリー大主教が日本を訪問



10月28日から30日まで、カンタベリー大主教ジャスティン・ウェルビー大主教がキャロラン・ウェルビー夫人とともに来日され、東京で日本聖公会首座主教植松誠主教をはじめ日本聖公会全教区の主教と親しく懇談した。また、東日本大震災による津波と原発事故の被災者、その支

援活動に関与している人々と話し合うひと時を持った。日本を訪問してウェルビー大主教は次のように述べた。「他の地域と異なる、ユニークで伝統を重んじる文化を持ち、そして日本聖公会が社会の一員である日本を訪問し



たこと、また日本聖公会の現状と全聖公会に対する貢献を目にすることが出来たことは非常なる恩恵であります。イエス・キリストのごとくアジアと全世界のために正義と平和の実現を求めて指導的立場にある日本聖公会に感激しています。」



日本訪問後、ジャスティン・ウェルビー大主教は大韓聖公会を訪問し、WCCの総会に出席された後、東アジアの聖公会各管区の首座主教を訪問された。

□主事会議

第59(定期)総会期第9回 11月15日(金)

1. フィリピンの台風30号被害支援に関して
 - ・緊急災害援助資金より50万円をフィリピン聖公会管区事務所へ送金することとした。
 - ・また、募金の呼びかけを各教区にすることと

したが、目標額は設けず、2014年3月末を募金期限とすることとした。

2. 管区一般会計予算・決算に関して
 - ・主事会として、2013年度収支予想と2014年度補正予算案を常議員会へ議案として提出することとした。

3. 広報主事より『管区事務所だより』読者アンケート(案)の提案があり、検討の結果、11月25日発行の第285号の管区事務所だよりと一緒に送付することとした。
4. 大斎克己献金の用途に関して
- ・ ことに、国内伝道強化プロジェクトに関して様々な意見交換が行われた。
 - ・ ハード面だけではなくソフト面への用途も必要ではないか、との意見があった。
5. 2014年に開催される第61(定期)総会での各主事報告を2014年2月末までにまとめることとした。

次回以降の主事会議
第10回 2014年1月16日(木)
第11回 2014年3月18日(火)

† 逝去者 霊魂のパラダイスにおける光明と平安を祈ります。

司祭 モーセ呉屋昭夫(沖縄教区・退職)
2013年11月8日(金) 逝去(83歳)

《人 事》

九州

司祭 ヨシユア 文屋善明 2013年12月31日付 八幡聖オーガスチン教会協働司祭の任を解く。

台風30号(ハイヤン)による被災支援に関して

2013年11月18日

管区事務所 総主事 司祭 相澤牧人

主の平和

フィリピンの台風被害への支援に関して、11月15日に開催された管区の主事会議で、管区の緊急災害援助資金より、取りあえず50万円をお送りすることを決めました。また、このための募金を呼びかけることとしました。応答くださる方は、その旨を記して、下記の口座にご送金ください。取りまとめてフィリピン聖公会がこのために開設した口座に送金します。

また、フィリピンの被災者のため、支援活動をされるフィリピン聖公会のためにお祈りください。

募金期間 2014年3月末

送金口座 郵便振替 00120-0-78536

口座名 日本聖公会(ニッポンセイコウカイ)

フィリピンのための祈り

U.S.(ユナイテッド・ツサエティ:旧「USPG」)の祈りより

わたしたちを愛し、苦しみを共にされる神よ、激しい嵐と洪水が荒れ狂う中で、人々は、み顔を求め、しかし見る事ができません。家屋、町、くらしの破壊の跡にあって、どうかフィリピンの教会を強めてください。そして、慰めと勇気と希望を、すべての傷ついた人々にもたらしてください。独りで歩くのではないということを、彼らができるようにしてください。主イエス・キリストによってお願いいたします。アーメン

2013年度人権セミナーの報告

「今、どうしても止めたい人権侵害」

管区人権セミナーが10月17日(木)から19日(土)にかけて、牛込聖公会聖バルナバ教会で行われました。参加者は部分参加も含め40名程度。今回は東京教区が担当で「今、どうしても止めたい人権侵害」というテーマで行われました。

初日、開会礼拝の後、「フクシマの現状と人権侵害」というテーマで、東北教区の越山健蔵司祭のお話を伺いました。越山司祭は福島県の小名浜と郡山の教会、幼稚園の関わりから、原発被害は終わっていない現状を話されました。原発事故の後、東京などの他の地域に避難できる人と避難したくてもできない人が存在することから、原発は弱い立場の人を虐げるものであることを話されました。また、先日、東京でオリンピックが開催されることが決まりましたが、このことにより建築関係の人が、給与が高額になるという理由から東京で働くことになるので、東北の復興はより進まなくなるであろうということも話されました。さらに、郡山の幼稚園が、外で遊ぶことができない子どもたちが外で遊ぶことができるように、グラウンドに高額な人工芝を設置したことも伺いました。私も幼稚園に関わる者として、子どもたちが外で遊ぶことが出来ないことは

京都教区 司祭 サムエル 奥 晋一郎

考えられず、原発の放射能の影響でできなくなっているという現実を知る機会となりました。

夕食後、「憲法改悪と人権侵害」というテーマで、池住義憲さんのお話を伺いました。池住さんはフィリピン、韓国の方との出会いから、平和憲法(9条)の大切さを学び、自衛隊イラク派兵差し止め訴訟を起こしたことを話されました。そして、自民党の憲法改正草案から、今の憲法が改正されたら、国防の義務が盛り込まれ、日本は戦争をする国になることを話されました。そして、この憲法改正は改悪であり、日本のみならず世界中のすべての人に対する人権侵害になるということも話されました。

二日目は「憲法から考えるメディア・報道被害と表現の自由」というテーマで、ジャーナリストの山口正紀さんのお話を伺いました。山口さんは今、与党が成立させようとしている「特定秘密保護法」は表現の自由を奪うものであり、狙いは日米軍事同盟の強化であることを話されました。

午後からは、東京都の公立小学校の音楽の先生をされていた岸田静江さんから「日の丸・君が代強制に反対」というテーマでご自身が卒業式で君が代を奏楽しなかったことで、処分をされたこと、また現在も続けている訴訟について

のお話を伺いました。このお話を伺い、今は強制されていませんが、いつの日か私立、キリスト教の学校、幼稚園であつても日の丸、君が代が強制されることになるのではないだろうかと思われました。そして、その時、幼稚園に関わっている私はどう行動す



ればいいのかと思うと気が重くなりました。

その後、「千鳥ヶ淵・靖国神社」フィールドワークに出かけました。浄土真宗大谷派の僧侶である須賀力さんがガイドをしてくださいました。このフィールドワークを通して、靖国神社が天皇のための神社であることを改めて学びました。

夕食後は金曜首相官邸前原発反対デモに参加しました。このプログラムはオプションでしたが参加者の多くが参加しました。



フィールドワーク (写真は奥司祭提供)

最終日は振り返りを行い、聖餐式を行って終了しました。今回は、今、日本で問題になっている人権侵害のことに、多くのことを学ぶ機会となりました。テーマ一つひとつがどれも重い課題であることを実感しました。このセミナーを通して、表現の自由、信教の自由が脅かされる危険性があることを学びました。この現実には私自身、そして教会がどう向き合うべきかを考えさせられました。

(和歌山聖救主教会)

□ セミナー参加者の感想

2013年管区人権セミナーに参加して

東京教区 葛飾茨十字教会 佐々木國夫

教育現場で『日の丸・君が代』強制に反対し教育委員会から処分を受け苦しむKさんが、「教会内で自分の苦しみ理解されないことがとても辛かった」と心の内を話された。政治問題とか社会問題などの話しを教会に持ち込むことを好まない人が多数いる気がする。

東日本大震災後に開催された教区会で、「教区として原発廃止の要望を表明する」という議案が提出された。反対意見として、原発で働く人たちのことも考えるべきだ、地球温暖化防止のために原発は必要だ、教会がこういう問題を決議すべきでない等があった。採決は僅少差で可決されたが、反対者には、原発事故による放射能汚染で何十年たっても地元に戻れなくされた人たち、家族が離散を余儀なくされている人たちの苦しみよりも、聖公会には、いろいろな立

場、考え方の人がいるのだから、教区会で原発問題を取り上げるべきではないという考えの人たちが少なからずいたように思われる。

自民党が狙う憲法改正草案を山口正紀氏、池住義憲氏から解説を伺った。憲法とは、「国家権力を縛るべきもの」であるが、「国民を縛るもの」へ変えようとしている。草案の条文に『国旗は日の丸とし、国歌は君が代』と新たに定め、国民に尊重義務を負わせている。憲法が改正されると、教育現場での『日の丸・君が代』は義務化されてしまう。Kさんの反対行動は憲法違反にもなり、訴訟すらできなくなってしまう。

マスコミ報道によれば、憲法改正賛成派が多い。人権セミナーの数日後、飲み仲間との世間話が憲法改正論議に発展した。隣で黙って聞いていた友人に、なぜそんなに強く反対するのかと聞かれた。改正案は「国民の権利」を排除し「国民の責務」を強いるようになること、現憲法は「国民が国に憲法遵守義務」を課しているが、改正案は「国が国民を縛る」ことになること等を説明したら、それは大変なことだ、自分も勉強しなければと関心を示した。

今回の人権セミナーで、フクシマの人たち、警

察とメディアに作られた冤罪被害者、信仰のゆえに「日の丸・君が代」強制に反対する人等、人権を害われている人々の状況を教えていただいた。せめて、教会の中では無視、無関心、無知

による差別をしないよう、厳しい状況にある人に寄り添い、また、社会に対しても発言していくことが大切なのだと改めて感じた。

正義と平和を求めて

「自民党憲法改正草案を考えるシリーズ」(新連載)

日本聖公会 正義と平和・憲法プロジェクト

正義と平和・憲法プロジェクトでは、2012年に発表された自民党の憲法改正草案を現憲法と比較しどう変更されているのか、全文を検討、討議し、皆さまに考えていただく材料としてシリーズで掲載させていただくことにいたしました。

第1回 日本国憲法・前文

「前文」紙面の関係で全文掲載は省略いたしますが、前文は全文改訂されています。

自民党案にはこれまで前文にはなかった天皇を戴く国家や和を尊び、家族や社会の助け合いなどが登場し、国民は気概を持って自らを守りと、権利よりも義務が全面に出ています。また、再び戦争の惨禍が起こることのないようにする決意や、全世界の人が平和のうちに生存する権利をという部分も削除されています。

第一章 天皇

第一条 「天皇は日本国の象徴であり」が、自民党案では「日本国の元首であり、日本国及び日本国民の統合の・・・」と、「象徴」が「元首」に変わっていて、「象徴」としての行為の意味が変質、実質化する恐れがあります。

第三条 自民党案には第三条として「国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。日本国民は国旗及び国歌を尊重しなければならない」が新

設されました。強制しないと明言していたにもかかわらず、強制的で思想・内心の自由・表現に自由が義務化されています。また、なぜこの項目が天皇の章に入ったのかも問題です。

第四条 自民党案の四条に「元号は法律の定めるところにより、皇位の継承があったときに制定する」が新設されています。元号が憲法に入ることは西暦ではなく元号の使用が強制される恐れがあります。

第五条 天皇の権限として、第三条には「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣がその責任を負ふ」とありますが、「内閣の助言と承認」が「進言」に変わっています。天皇にたいする礼を失うからと説明していますが、内閣と天皇の地位の逆転です。また「天皇は、国又は地方自治体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う」、これも新設で、天皇の出番が増えるでしょう。

前文や第九十九条の「天皇の憲法尊重義務」が無くなっていることとも関連して、天皇の権威を高め、その下に国民を統治していこうとする天皇制国家への復活を暗示しています。

(執筆・寺本真名)

■ ジェンダー暴力と闘う16日間キャンペーン

2013年11月1日

管区女性に関する課題の担当者

木川田道子／吉谷かおる

+主の御名を賛美します

毎年11月25日から12月10日までの16日間、「ジェンダー暴力と闘う16日間キャンペーン」あるいは「ジェンダーに基づく暴力反対のために行動する16日間」などとして、世界各国でさまざまな活動が行われています。国際聖公会女性ネットワーク(IAWN)もこのキャンペーンに参加しており、ジェンダーに起因する暴力(性差別と結びついた主に女性と女兒に対する暴力)を根絶するための取り組みをするよう呼びかけ、その活動内容を分かち合うよう各管区に求めています。

女性に対する暴力は、緊急の対策を必要とする世界的な問題です。今も女性是世界中で差別と暴力を受けています。世界のどこにおいても、女性の賃金は低く、教育を受ける機会や意思決定の場への参加の機会が少なく、力を奪われて貧困に苦しんでいます。そうした弱い立場の女性への暴力は、レイプやドメスティック・バイオレンス、戦争犯罪としての性暴力、また児童婚や女性器切除などの有害な伝統的慣行として、さまざまな形で現れています。世界的に見て3人に1人の女性が一生のうちになんらかの暴力や虐待を受けているといわれますが、その事態は日本に暮らす私たちとも無縁ではありません。「男女間における暴力に関する調査」(内閣府調査 2012)によると、日本では配偶者からの身体的暴力、心理的攻撃、性的強要いずれかの暴力を受けた女性配偶者は、全体の32.9%、約3人に1人の割合になっています。また配偶者間における殺人、暴行、傷害による犯罪被害者の93.1%は女性の配偶者です(警察庁2012年度犯罪統計)。教会の中にも夫からの暴力に苦しんでいる女性がいます。女性の権利を侵害する暴力を防止するため、また暴力を受けている女性

と女兒が適切な保護/援助を受けられるようにするために、今後もいっそうの取り組みが必要です。

11月25日から12月10日までのこの「ジェンダー暴力と闘う16日間キャンペーン」のことをおぼえ、この期間中の礼拝時に、女性と女兒へのあらゆる形態の暴力が根絶されることを願って、下記のお祈りを代祷に加えてくださいますよう、どうぞよろしくお祈り申し上げます。

◆女性に対する暴力の根絶を求める祈り◆

恵み深い神さま、

あなたは差別と暴力による苦しみを受け、身をかがめた女性たちが尊厳をもって立ち上がり、その命を通してあなたを賛美することができますようにしてください。

どうか私たちが世界中の女性たちのために変化をもたらす者、正義と平等を推し進める者となることができますよう力を与えてください。私たちに真実を見分ける力と、真実を語るための言葉と、女性たちが耐え忍んでいる暴力的慣習を根絶するための勇気を与えてください。

闇を照らし正義と平和の道に導いてくださる主イエスの御名によって、世界中の暴力に苦しんでいる女性たちのために祈ります。アーメン



内閣総理大臣 安倍晋三 様
衆議院議長 伊吹文明 様
参議院議長 山崎正昭 様

特定秘密保護法を制定しないことを求める要請書

わたしたち日本聖公会正義と平和委員会は、日本国憲法の基本原理を尊重する立場から、また人間の尊厳にかかわる自由で平和な社会を求める宗教者の立場から、秘密保護法を制定しないことを強く求めます。

公表された「特定秘密の保護に関する法律の概要」は、特定秘密の指定、取扱者の制限、特定秘密の国会審議での扱い方を規定しています。当概要で示された秘匿の対象とされる情報は、広く日本市民社会の発展及び国際平和の推進に関わる情報を多く含んでおり、秘密保護法に関する法律の安易な制定、運用は民主主義の進展、善隣友好の国際関係の妨げとなる恐れがあります。

その恐れだけでなく、特定秘密保護法案には、具体的に以下のような危険性があります。

- ①「特定秘密」に指定すれば、憲法9条に反することでも行える。
- ② 原発の安全性、汚染水等の情報が「テロ活動防止」を理由に国民に秘密にされる。
- ③ マスメディアも国民も「漏えい教唆」で処罰の対象となり、逮捕される。実際に逮捕されなくても、取材活動を萎縮させ、国民の「知る権利」を侵害する。
- ④「表現の自由」と「知る権利」の危機により、基本的人権が侵される。

また、特定秘密保護法案は、集団的自衛権を憲法解釈によって認めようとする動きと、「国家安全保障会議」を設置しようとする動きとセットであることを危惧しなければなりません。日米軍事同盟の強化のもと、あらゆることが秘密のうちにすすめられれば、恒久の平和を念願し、再び他国を侵略・戦争をしないという決意で作られた日本国憲法をも脅かすこととなります。

当概要に関するパブリックコメントには9万件を超える意見が寄せられ、その8割が反対意見であったといいます。パブリックコメントに示された国民の意見を尊重し、秘密保護法を制定しないことを強く求めます。

以上

2013年11月18日

宗教法人日本聖公会
正義と平和委員会
委員長 主教 渋澤一郎
同委員会憲法プロジェクト

世界への窓

アメリカ聖公会の
主教選挙

米国聖公会
フォンデュラック
教区主教が選
出されるまでの
報道記事を紹
介しつつ、米国
聖公会の主教

選挙について説明します。

2013年10月中旬に開催されたフォンデュラック教区(ウィスコンシン州)教区会で、第8代教区主教としてガンター司祭が教区主教に選出された。2回目の投票で当選に必要な司祭票と信徒票の過半数を得て選出された。米国聖公会の法規に基づき現職主教と教区常置委員会の過半数の合意を得て正式に主教となる。主教按手・就任式は2014年4月26日に予定されている。

この主教選挙の候補者は合計4名であったが、1名は個人的な理由で投票前に辞退した。したがって3名の候補者は10月初旬に教区の数箇所ですべての聖職・信徒との話し合いの機会を持ち、自分の考え方や将来の教区主教としての考え方や立場を説明した。

(解説):米国の主教選出は以下のように行われ

ている。現職主教は退任(大体は72歳以前)する1~2年前に退任する意思を表明し、次期主教選出の為に十分時間を割けるような準備をする。この間に教区の中に主教候補者を選ぶ数人の聖職・信徒で構成される委員会が設置され、将来の教区の働きに最も適すると思われる数人(4~5名)の聖職を選ぶ(該教区内に限らず米国内あるいは世界の全聖公会から選ぶことが出来る)。これを補足して信徒や聖職が推薦する事もあり、推薦された人が委員会が選出した候補者に加えられ最終の候補者リストが出来上がる。教区内で候補者の事をよりよく理解するために、数箇所ですべての信徒・聖職と話し合う機会が作られる。このプロセスを通して教区会代議員は投票前に候補者を理解する事が出来る。

選挙当日の投票回数は少ないうちに決まる事が多い。又、必要獲得票数は日本聖公会は3分の2であるが、米国の場合は過半数である。ちなみに英国では投票による選挙ではなく、委員会の指名で決まる。多くの世界中の聖公会は選挙であり、3分の2の過半数が必要の様である。(出典:ECNS 2013年10月20日号)

(記・渉外主事 八幡真也)

第3回 U26 全国集会 開催のお知らせ

- 日時:2014年2月21日(金)午後集合~23日(日)正午解散予定
- 会場:信太山青少年野外活動センター(大阪府和泉市)
- 対象:1987年4月~1996年3月生まれの聖公会に繋がる青年
- 内容:分かち合い「神様って?」「U26のこれから」、各地の活動報告、分科会、聖書研究、テゼの祈り...など
- 申込み:各教区の青年担当者へお願いします
- 問い合わせ先:nskk.u26@gmail.com
(U26運営委員会)

U26世代の青年が全国から集うこの集いも、3回目を迎えようとしています。今回のテーマは「ひびきあう」。同年代の青年が心をひびきあわせながら大いに語り合い、楽しみ、各地での青年活動に向けてあらためてエンジンがかかるような、豊かな交わりの時にしたいと思います。ご参加をお待ちしています!

・U26とは...18~26歳の青年が活動する日本聖公会公認青年活動グループです。Under 26を略し、語呂合わせで「ゆーじろー」と読みます。
・U26の活動全般及び集会の詳細はブログで発信しています。どうぞご覧ください!

<http://nssk-u26.blogspot.jp>

日本聖公会青年活動グループ

U26(ゆーじろー) 広報担当 松村 希